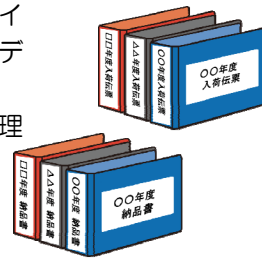


3 記録の保存

記録の保存方法を決めましょう。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりする方法があります。

いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。



記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

※このダイジェスト版は、畜産業者等の基本的な入出荷記録の作成と保存について解説しています。畜産業者や関連事業者（集送乳業者、と畜・解体業者、食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者）ごとの取組内容や、ステップごとの取組内容（出生元・入荷先・出荷先の特定、生産物等の識別、内部トレーサビリティ）などについては、「実践的なマニュアル」で解説していますので、ご覧ください。

本ダイジェスト版や「実践的なマニュアル」は、農林水産省HPの「食品トレーサビリティ」のページからダウンロードできます。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

問い合わせ先:

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

TEL: 03-3502-5716 FAX: 03-6744-1974

地方農政局など

北海道農政事務所 消費生活課

TEL: 011-330-8813

東北農政局 消費生活課

TEL: 022-221-6095

関東農政局 消費生活課

TEL: 048-740-0357

北陸農政局 消費生活課

TEL: 076-232-4227

東海農政局 消費生活課

TEL: 052-223-4651

近畿農政局 消費生活課

TEL: 075-414-9771

中国四国農政局 消費生活課

TEL: 086-224-9428

九州農政局 消費生活課

TEL: 096-300-6126

沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課

TEL: 098-866-1672

食品の足あと たどれますか？



平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業
食品トレーサビリティ

「実践的なマニュアル」

ダイジェスト版 畜産業編

「食品トレーサビリティ」とは「食品の移動を把握できること」

トレーサビリティが必要な理由

バック包装された鶏卵製品を購入した消費者から、『ゆで卵を作って食べたときに魚臭い』というクレームが数件寄せられた。原因を究明して、製品の品質を改善した。



飼育中の動物に対して、いつ、どの医薬品を、どの飼育群に投与したのか、法律では努力義務となっていたため、正確に記録していなかった。問い合わせを受けた場合に、正確な情報提供ができない状態だった。



これらは他人事ではありません！

●トレーサビリティに取り組んでいたら...

『ロットを特定し、迅速に原因究明！』

バックに印刷された識別記号をもとに記録を調べ、採卵した鶏舎とその鶏舎で与した飼料を特定した。飼料の配合割合を見直すことにより商品の品質改善を図ることができた。



『正確な情報提供ができる！』

投薬の状況とその効果を正確に把握でき、問い合わせがあれば報告もできるようになった。正確に記録することを従業員に徹底したことで、結果的に医薬品の利用を減らすことにつながった。



農林水産省

1 入荷の記録

「入荷の記録」には、①いつ（入荷日）、②どこから（入荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

畜産業にとっては素畜、飼料・医薬品が入荷品です。仕入れた素畜（子牛、子豚、ひなだけではなく、育成された導入牛や採卵鶏などの動物も含まれます）だけではなく、飼料（配合飼料、単味飼料、食品残さなど。自家配合の原料も含まれます）や医薬品（獣医師からの動物用医薬品指示書がなければ購入できない要指示医薬品も含まれます）についても「入荷の記録」に取り組みます。

飼料となる作物や食品残さ等を無償で譲り受ける場合も「入荷の記録」に取り組みます。

○ 記録様式の決定

入荷についての既存の伝票（入荷伝票、納品書、送り状）や台帳（仕入台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目には、素畜の場合は品種名（牛の場合は個体識別番号）を記載します。飼料・医薬品は商品名を記載します。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票や台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「入荷の記録」の記録様式になります。

【入荷先からの販売明細を活用する例】

養鶏業（食鳥）における素畜（ひな）の入荷記録

販売明細			
①いつ	出荷日： 2015年 9月 15日	②どこから	出荷者名：○○育成農場
③何を	出荷先名：○○○農場		配送業者名：△△運送
品種名	納品数	平均体重	備考（ワクチン等）
チャンキー（雌雄無選別）	28,300		MD・IB・FP済
チャンキー（オス）	3,300		MD・IB・FP済
チャンキー（メス）	3,200		MD・IB・FP済
合計	34,800	48g	
			④どれだけ

2 出荷の記録

「出荷の記録」には、①いつ（出荷日）、②どこへ（出荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

有償・無償にかかわらず、堆肥および堆肥の原料となる副生物（糞尿、敷きわら等）を提供する場合、繁殖活動を終えた母豚、廃牛、廃鶏を食肉用として出荷する場合や自家生産した飼料を出荷する場合も、「出荷の記録」に取り組みます。

○ 記録様式の決定

出荷についての既存の伝票（出荷伝票、納品書、送り状など）の控えや台帳（出荷台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目については、品種または品種を特定できる品名、牛を出荷する場合は個体識別番号が基本です。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票の控えや台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「出荷の記録」の記録様式になります。

【出荷先への出荷明細書を活用する例】

養豚業における、肉豚の出荷記録

出荷明細書				
②どこへ	出荷先名 ○○○○○ △△センター			
	①いつ	出荷日 2015年 10月 13日		
		農場名 ○○農場		
		運送会社名 △△運送株式会社		
		車No. 954	運転者	○○
③何を	品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況
	LWD	36	2015年10月14日	なし
				④どれだけ
				上記のとおり、出荷します。